

滋県学検委第7号
平成21年（2009年）3月30日

滋賀県教育委員会教育長　末松史彦様

県立学校のあり方検討委員会会長　藤田弘之

今後の県立学校のあり方について（報告）

平成20年7月28日付け滋教委教総第703号で依頼のあったことについて、本検討委員会において6回にわたり慎重に協議・検討を重ね、別添のとおり取りまとめましたので報告します。

今後の県立学校のあり方について（報告）

平成21年3月30日

県立学校のあり方検討委員会

「今後の県立学校のあり方について」（県立学校のあり方検討委員会報告）（目次）

はじめに	1
I 県立学校を取り巻く現状と課題	2
1 社会の多様化	2
2 生徒の多様化	2
(1) 100%に近づく高等学校等への進学率	
(2) 生徒の多様化	
(3) 生徒の学習ニーズと学科構成の乖離	
(4) 高等学校の中途退学者数の推移	
(5) 定時制・通信制課程での多様な対応	
(6) 私立高等学校への進学率の上昇等	
(7) 大学等への進学率の上昇	
(8) 職業学科における生徒の志望や進路状況の変化	
3 中学校卒業予定者数の増減に伴う高等学校の規模の変化	4
(1) 県全体の中学校卒業予定者数の動向	
(2) 地域別の中学校卒業予定者数の動向	
(3) 中学校卒業予定者数の変動による高等学校の規模の変化	
4 特別支援学校に在籍する児童生徒等の増加	5
(1) 知的障害のある児童生徒等の増加	
(2) 知肢併置の特別支援学校における中学部・高等部段階での増加	
(3) 県南部地域での増加	
5 危機的な財政状況	5
(1) 「新しい行政改革の方針」の策定	
(2) 教育予算の効果的・効率的な執行	
II 今後の県立学校のあり方	6
1 基本的な考え方	6
(1) 検討の前提	
(2) 検討の視点	
2 今後のあり方	7
(1) 課程のあり方	
(2) 学科のあり方	
(3) 適正な規模のあり方	
(4) 適正な配置のあり方	
(5) 特別支援学校のあり方	
III 今後の県立学校のあり方を実現するために	13
おわりに	14
県立学校のあり方検討委員会報告 附属資料	15

はじめに

今日の社会は、高度情報化、国際化が進むと同時に、少子化をはじめとして、学校教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

高等学校の生徒数についても全国的に大幅な減少が進みつつあり、本県においても平成2年度をピークとして減少を続けてきましたが、今後、湖南地域周辺においては生徒数が増加傾向にある一方、その他の地域において平成27年度以降は横ばい、あるいは、減少傾向を示しています。

また、全国的に知的障害のある児童生徒等が増加している中で、本県においても同様の傾向にあります。

このような状況において、県立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成20年7月に滋賀県教育委員会教育長から「今後の県立学校のあり方」について、本県の厳しい財政状況も踏まえ、次の3項目を協議・検討するよう依頼を受けました。

- 1 社会の変化と生徒の多様な進路選択に対応する県立高等学校の課程・学科のあり方
- 2 県立高等学校の適正な規模のあり方
- 3 県立学校の適正な配置のあり方

本検討委員会では、それぞれの項目について、慎重に協議・検討を重ねた結果、ここに検討委員会として考え方を取りまとめるに至ったので、報告を行うものです。

I 県立学校を取り巻く現状と課題

1 社会の多様化

今日の社会は、全国的に少子化・高齢化をはじめ、情報化、グローバル化、科学技術の高度化が一層進展し、今後もますます複雑化・多様化することが予測され、それに伴い家族形態や産業構造など、社会や経済を支える基本構造が大きく変わろうとしています。

こうした中で、これからの中学校教育には、基礎・基本に裏打ちされた確かな学力と豊かな人間性を備え、個性的で創造性に富んだ人材、国際社会の変化に主体的かつ柔軟に対応できる人材を育成することがより一層求められており、学校教育の果たす役割の変化について、改めて考え直す時期にあると言えます。

2 生徒の多様化

(1) 100%に近づく高等学校等への進学率

本県の中学校卒業者の高等学校等への進学率は、昭和30年代に40～60%台で推移していたものが、昭和40年代後半には90%台まで上昇し、以後微増を続けながら、平成20年3月卒業生では98.3%まで上昇し、全国平均の97.8%を若干上回っており、現在では高等学校には中学校卒業者の大半が進学する状況となっています。

(2) 生徒の多様化

生徒の実態を見ると、少子化ならびに今日の複雑化・多様化した社会状況を背景に、生徒一人ひとりの持つ考え方や生き方が一層多様化しており、中学校卒業後の進路が高等学校にほぼ全員が入学する状況に近づく中で、高等学校にも多様な生徒が入学しています。

時代の変化に主体的に対応し、自らの進路に向かって積極的に学校生活を送ろうとする生徒がいる一方で、目的意識が明確ではない生徒、学習意欲に欠ける生徒、人間関係づくりが苦手で学校生活になじめない生徒、また、規範意識が十分育っていない生徒なども少なからず見受けられます。

(3) 生徒の学習ニーズと学科構成の乖離

高等学校の学科別募集定員を見ると、県立高等学校将来構想懇話会から提言の出された平成13年度時点の普通系学科、職業学科、総合学科の割合（以下「普職比率」という。）は、概ね74：19：7で、県全体としてはほぼ進路志望の状況に見合った割合となっていましたが、平成21年度の普職比率を見ると70.0：19.5：10.5と普通系学科の占める割合が年々減少しており、生徒の志望状況とも乖離する傾向にあります。

また、地域別の普職比率にも大きな差があり、特に、工業、商業、農業および総合学科の単独校6校が設置されている湖東地域においては、平成21年度で51.5：34.8：13.6と、他地域に比べると職業学科および総合学科の比率がかなり高い状況にありま

す。

これまで生徒の減少に伴う募集定員の削減については、比較的増減が容易な普通科を中心に実施されてきましたが、今後も同様の対応をした場合、普通科志向の生徒のニーズと募集定員との間に、全県的にも地域的にも現在以上の乖離が生じることが懸念されます。

(4) 高等学校の中途退学者数の推移

高等学校の中途退学者数は、ここ数年400～600人台で推移しており、理由別に見ると、進路変更や学校生活・学業不適応などが多くを占めています。

(5) 定時制・通信制課程での多様な対応

定時制や通信制の高等学校は、従来の勤労青少年のための学校という色合いが薄れ、中途退学者や不登校経験のある生徒をはじめ、多様な生徒が入学しており、学び直しの学校として一定の役割を果たしています。

しかしながら、ここ数年の定員充足状況を見ると、通信制課程ではほぼ充足しているものの、定時制課程では県南部地域の学校が7割を超す状況であるのに対し、県北部地域の学校では5割前後の状況が続いている、課程・地域により大きな差があります。

(6) 私立高等学校への進学率の上昇等

私立高等学校においては、近年、県内での新設や中高一貫教育校の開設、男女共学化などの積極的な展開により、県内の中学校卒業者のうち県内私立高等学校進学者が平成19年3月に初めて2,000名を超え、さらに県外私立高等学校進学者を加えると、私立高等学校への進学率は2割を超えるなど、県立高等学校と同様に公教育の一翼を担っていると言えますが、県内の私立高等学校全体ではここ数年定員を充足するには至っていません。

(7) 大学等への進学率の上昇

高等学校（全日制・定時制）卒業後の進路状況を見ると、平成20年3月卒業生における大学・短大等への進学率は56.8%で、全国平均の52.8%を4ポイント上回り、かつ過去最高を記録し、高等学校卒業者の2人に1人が大学等の上級学校へ進学する時代となっています。

そのような中で、中学校段階では、大学等への進学を見据えて普通科への進学志向が高まるとともに、高等学校の職業学科においても、上級学校に進学する生徒の割合が高まっている小学科があるなど、生徒の進路動向にも大きな変化が出てきています。

(8) 職業学科における生徒の志望や進路状況の変化

大学等への進学率が上昇する中で、職業学科においてもその割合が高まるなど、「職業学科は就職」というかつての職業学科に対する一般的な考え方は変わりつつあります。

また、農業学科のように就職者の大半が農業関連業種以外へ就職をしている実態をはじめ、工業学科の中でも、機械学科系のように志望者が多く、かつ、関連業種からの求人も多い小学科がある反面、化学学科系のようにいずれもが少ない小学科があるなど、一部の学科においては生徒の志望や卒業後の進路がうまく合っていないことが課題となっています。

3 中学校卒業予定者数の増減に伴う高等学校の規模の変化

(1) 県全体の中学校卒業予定者数の動向

中学校卒業者数は、平成2年3月卒業の20,747人をピーク（昭和39年に次ぐ戦後2番目）に、その後減少傾向にあり、平成20年3月卒業者は13,988人とピーク時に比べ、6,759人の減少となっています。

今後、中学校卒業予定者数は、全県的には平成20年3月卒業者と比較して、平成22年3月には約450人の増加、平成23年3月には約210人の減少のうち増加傾向に転じ、現在の小学校4年生が卒業する平成26年3月にピークを迎えたあとは、減少に転じるものと予測されています。

(2) 地域別の中学校卒業予定者数の動向

中学校卒業予定者数を地域別に見ると、湖南地域では、全県で生徒数のピークを迎える平成26年度が過ぎても一貫して増加を続ける一方、湖南地域以外はすべての地域で減少が予測されており、平成20年度と平成35年度の推計を比較すると、最も減少率が高いのが湖西地域の約35%、次いで湖北地域の約20%、以下甲賀地域の約16%、大津地域の約6%、湖東地域の約5%の減少が予測されています。

(3) 中学校卒業予定者数の変動による高等学校の規模の変化

県立全日制高等学校の第1学年の1校当たりの平均学級数は、平成20年度を見ると県平均で5.74学級で、全国と比較すると、平均の5.51学級より少し大きいものの、9学級以上の大規模校や4学級・5学級規模の比較的小さい学校の割合が高く、偏りが見られます。

今後の平均学級数の動向を、現在の学校数（46校）を基に卒業予定者数の変動により推計すると、全県的には平成21年度の5.59学級を底に、平成26年度には6.04学級に増加したあと、再び減少に転ずるものと推計されています。

また、地域別に見ると、最も学校規模が大きくなるのが大津地域で、平成26年度の8.63学級を最高に、平成35年度には7.38学級となる一方、最も学校規模が小さくなるのが湖北地域で、現在の4.88学級を最高として、平成35年度には3.88学級になると予測されます。

4 特別支援学校に在籍する児童生徒等の増加

(1) 知的障害のある児童生徒等の増加

県立特別支援学校に在籍する児童生徒等は、福祉圏域ごとに養護学校の設置が完了した平成9年度と平成20年度を比較すると、視覚障害の幼児児童生徒は0.69倍、聴覚障害の幼児児童生徒は0.94倍、知的障害の児童生徒は2.34倍、肢体不自由の児童生徒は1.63倍、病弱の児童生徒は0.71倍となっており、特別支援学校全体では1.81倍となっています。

このようなことから、知的障害・肢体不自由併置（以下「知肢併置」という。）以外の特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒数はほぼ横ばいもしくは減少傾向となっていますが、知肢併置の特別支援学校については、在籍する児童生徒数は増加傾向を示しており、とりわけ知的障害における増加傾向が大きい状況にあります。

(2) 知肢併置の特別支援学校における中学部・高等部段階での増加

知肢併置の特別支援学校の学年別在籍者数を見ると、小学部・中学部・高等部のそれぞれの在籍者数に大きな違いが見られます。

この要因としては、中学部段階では小学部からの内部進学者に加えて、小学校の特別支援学級からの入学者があること、さらに高等部段階では中学部からの内部進学者に加えて、中学校の特別支援学級の生徒の大半が入学してくることが挙げられ、このため中学部・高等部段階で大幅な在籍者数の増加が見られます。

(3) 県南部地域での増加

市町立学校の特別支援学級の在籍者数を見ると、知的障害については、低学年になるほど在籍者数の増加が見られ、さらに地域別に見ると、県北部地域よりも県南部地域において増加が著しくなっており、今後、県南部地域の県立特別支援学校での中学部・高等部段階からの入学生の大きな増加が予測されます。

5 危機的な財政状況

(1) 「新しい行政改革の方針」の策定

本県の財政は危機的な状況にあり、平成20年3月に策定された「新しい行政改革の方針」において、社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直しの中で、県立学校を含む複数配置の機関については、組織の統合・再編を含めそのあり方を見直すという方針が示されました。

(2) 教育予算の効果的・効率的な執行

子どもたちの教育にかける予算は、本県の将来への投資である一方で、危機的な財政状況を踏まえ、限られた教育資源を最大限有効に活用しながら、効率的な執行をすることが求められています。

県立学校においては、山積する教育課題に対し、教育内容や教育環境が低下するとのないように十分に配慮をしながら、より効果的・効率的な学校の運営方法をはじめ、様々な観点から、見直しに取り組むことが求められています。

II 今後の県立学校のあり方

1 基本的な考え方

(1) 検討の前提

厳しさを増す社会・経済情勢の中にあっても、子どもたちは、私たちの「宝」であり、健やかにたくましく育ち、いつも輝いて欲しいと願うのは、県民共通の願いです。

これからの中学校教育は、厳しい状況の中にあっても、子どもたちが未来を切り拓いていけるよう、確かな学力や社会で自立する力、そして豊かな人間性や社会性など、子どもたちが自ら学び、自ら考え、自ら行動するための「生きる力」をしっかりと育めるように、より一層学校教育の推進に取り組まなければなりません。

今後の県立学校のあり方の検討に当たっては、このような学校教育の目標を実現するため、学校の教育水準の維持向上ならびに教育内容の質的充実を図るために手立てを、中長期的かつ全県的な視野から検討する必要があると考えます。

(2) 検討の視点

上記(1)を前提にしながら、県立学校を取り巻く現状と課題に鑑み、生徒等からの視点をはじめ、学校経営、産業教育、県域・地域のバランス、県財政の5つの視点を基本に、今後の県立学校のあり方について検討する必要があると考えます。

① 生徒等からの視点

大学等の上級学校への進学率の上昇に伴う普通科志向が高まっていることをはじめ、多様な入学動機・学習歴を持つ生徒や特別な支援を要する児童生徒等が増加傾向にあること、さらには高等学校への通学が生徒にとって時間的・身体的・経済的な負担とならないような交通の利便性への配慮など、生徒の多様な学習ニーズや実態に対応し、子どもたち一人ひとりが自己実現を目指す学校づくりに努める必要があると考えます。

② 学校経営の視点

生徒数の変動に伴う高等学校の大規模化・小規模化や施設・設備の老朽化、また、特別な支援を要する児童生徒の増加による特別支援学校の大規模化・狭隘化などの課題の中で、学校の魅力や活力を維持向上しつつ、効果的・効率的な学校経営が可能となるための教育環境の整備を図ることが必要であると考えます。

③ 産業教育の視点

産業界のニーズが多様化・高度化する中で、産業界が求める技術水準と学校における教育環境の乖離や一部の学科に見られる教育内容と卒業後の進路のミスマッチなどの状況、さらには産業振興に関する県の方針などを踏まえ、高等学校教育に求められる産業界のニーズや産業界に対して高等学校教育の果たす役割の変化を改めて見直し、現代社会のニーズにあった産業教育として深化させるよう検討する必要

があると考えます。

④ 県域・地域のバランスの視点

高等学校においては、地域ごとに異なる児童生徒数の推移や普職比率をはじめ、地元への進学志向、全県一区制度導入後における他地域への穏やかな進学動向など、地域の実態を踏まえながら、バランスの取れた対応を検討する必要があると考えます。

また、特別支援学校においても、福祉圏域や各学校の通学区域をはじめとした地域の実態を踏まえながら、複数の障害種への対応も含め、全県でのバランスの取れた対応を検討する必要があると考えます。

⑤ 県財政の視点

本県の危機的な財政状況の中で、県立学校においても組織の統合・再編を視野に入れ、そのあり方を見直すこととされています。

このような中で、教育水準の維持向上ならびに教育内容の質的な充実を図るためにには、現有の教育資源を有効に活用しながら、より効果的・効率的に学校教育を開拓する方策を検討する必要があると考えます。

2 今後のあり方

(1) 課程のあり方

時代や社会構造の変化に伴い、中学校卒業生の大半が高等学校等への進学を希望する現在、従来の「全日制課程は昼間の学校、定時制課程は勤労青少年のための夜間の学校」といった課程に対する考え方は大きく変化しています。

このような変化の中で、高等学校の課程のあり方についても生徒のニーズや社会状況を十分に視野に入れたシステムであることが求められていることから、それぞれの課程においては、次のような方向性で検討していくことが必要であると考えます。

① 全日制課程

高等学校の通常の課程として、今後の社会構造の変化や生徒数の増減状況などを見据え、学校活力の維持向上の観点から、学校の統廃合も含め、学科構成や規模・配置などの適正化に努めることが必要であると考えます。

② 定時制・通信制課程

勤労青少年だけではなく、様々な学習動機や学習歴を持つ生徒が増加する中で、多様な履修形態による高等学校教育を提供し、高等学校教育の普及と機会均等を実現する課程として、引き続き設置が必要であると考えます。

ただし、現状においては各学校の定員の充足などに課題があることから、生徒のニーズ、学校経営、県域・地域のバランスなど様々な角度から、学校のあり方について見直すことが必要であると考えます。

a. 県北部地域の定時制課程

各学校とも大幅な定員未充足の状況にあることから、通学の利便性などの様々な条件を考慮した上で、定員が充足し、集団の中での活力ある学びが可能となるよう、統廃合を行う必要があると考えます。

b. 県南部地域の定時制課程

概ね定員は充足していますが、一部に定員未充足の学校もあることから、学科のあり方を含め、より生徒のニーズにあった学校への再編について、検討が必要であると考えます。

c. 通信制課程

生徒の志望状況や通学状況、全県的な生徒数の減少傾向などから、現在の大津清陵高等学校での320名の定員でほぼ受入れが可能であると考えられますが、今後の様々な状況を勘案しながら、必要に応じて検討を加えていくことも必要であると考えます。

(2) 学科のあり方

生徒の多様な学習ニーズや進路選択、産業界のニーズなどに応え、多様な学びの場を確保する必要があることから、基本的にはそれぞれの学科は存続していくことが必要であると考えます。

ただし、集団による教育効果が上がり、高等学校教育の専門性や学校としての活力が維持されることが大切であることから、定員の充足や一定規模の確保などにより、学科・コース等の運営の適正化に努めることが必要であると考えます。

また、生徒の志望状況において、普通科志向が高まっている中で、普職比率に不均衡が生じていることから、生徒の学習ニーズに一定対応した普通科と職業学科・総合学科のバランスを検討する必要があると考えます。

① 普通科

生徒の多様な進路選択などに対応するため、それぞれの学校においては、引き継ぎ教育課程の特色化に努め、一層の創意工夫をする必要があると考えます。

ただし、今後、生徒数の減少が予測される地域があることから、定員の充足や一定規模の確保ができず、教育効果が期待できない場合には、学校の統廃合について検討する必要があると考えます。

また、学校によっては、特色ある学びの制度として設置されたコース・類型において、1学級の定員を大きく下回っているところもあることから、生徒のニーズ、学校の状況、地域事情などといった様々な要素を見極めながら、現在のコース・類型の設置が必要なのかどうかを検討する必要があると考えます。

② 専門学科（普通系・職業系）

a. 普通系専門学科（音楽、美術、体育、国際、理数の各学科）

現在、すべての普通系専門学科が普通科併置の学科となっている中で、学科によっては、普通科との学習内容の違いがやや不明確な学科、あるいは学科自体の志望状況がやや低い学科もあります。

今後は、それぞれの学科に対する生徒の学習ニーズや卒業後の進路なども視野に入れながら、普通科との学習内容の違いの明確化や、より一層の専門性の維持向上の方策、さらに全県における必要な規模の見直しについても検討する必要があると考えます。

b. 職業系専門学科（工業、農業、商業、家庭、福祉の各学科）

学科によっては、定員の未充足や教育内容と進路先にミスマッチがあることや、同じ学科の中でも小学科によっては、志望や進路の状況に大きな差があるものもあります。

さらには、産業界の求める技術水準に対応するため、定期的に施設・設備の更新が必要であるものの、厳しい財政状況の中で更新期間が長くなり、施設・設備の老朽化等が進んでいるものもあります。

今後は、生徒や産業界のニーズ、県の産業振興の方針などをしっかりと見極めながら、学校・学科の統廃合による集約化を図り、既存の施設・設備の効率的な活用や集中的な投資などにより、専門性を維持向上できるよう、新しい職業教育の枠組みを検討する必要があると考えます。

なお、職業学科の今後のあり方については、本検討委員会の報告内容を基に、滋賀県産業教育審議会に諮り、さらに詳細な審議を依頼し、その意見を踏まえる必要があると考えます。

③ 総合学科

本県の総合学科は、基本的には職業学科をベースに設置したものであり、改編前と比べ大学等への進学率の上昇や就職率の低下といった進路状況の変化が見られるなど、多様な選択科目を設置し、生徒の主体的な進路意識を培い、進路決定をしていくという総合学科の特色が活かされていると考えます。

一方、生徒や産業界のニーズに応えるためには、系列（開講科目等）の専門性の深化が課題の一つであると考えられ、学校規模の適正化や施設・設備の老朽化への対応とのバランスを取りながら、学科の円滑な運営や専門性の維持向上に資する見直しについて検討することが必要であると考えます。

(3) 適正な規模のあり方

① 適正な学校規模

a. 学級定員の考え方

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、40人が標準（全日制課程・定時制課程）とされています。

b. 学校規模の考え方

学校規模については、学校の活力を維持し、教育効果が最大限発揮できるよう配慮する必要があり、

- 多様で個性的な生徒と出会い、お互いに切磋琢磨する機会が得られる。
- 生徒会活動や部活動等が活性化し、充実する。
- 多くの教職員の指導により、多様な見方・考え方を学ぶことができる。
- 多様な教育課程が編成でき、生徒の希望に沿った教育を提供できる。
- 教職員を適正に配置でき、高等学校教育の専門性が確保できる。
- 大人数で競合することなく施設・設備を効率的に活用できる。

などといった視点から、生徒数・教員数・開講科目数・部活動数・学校図書蔵書数・施設・設備の状況などの様々な要素を勘案して、適正な学校規模を設定する必要があると考えます。

本県の学校規模別の平均的な状況を見ると、4学級規模の学校では複数学年の授業を受け持つ教員が約7割強、部活動数は約24部、学校図書蔵書数は約19,400冊ですが、6学級規模の学校ではそれぞれ約5割、約30部、約23,900冊、8学級規模の学校ではそれぞれ約5割強、約42部、約27,800冊であるなど、一般的には学校規模の大きい方が教員の負担が少なく、生徒の選択肢が多い状況が見られます。

また、学習指導要領では、生徒の個性を伸ばすため、学校の特色を生かした様々な科目の中から生徒が主体的に科目を選択して学習を進めるという方向が示されており、多様な科目の開設など幅広い教育課程の編成の観点からも、一定の教員数が確保できる規模が必要であると考えます。

その一方で、9学級規模以上のある学校の中には、選択教室が不足するため、会議室などの本来の用途とは異なる施設を授業に使用したり、選択科目を削減したりするなどで対応せざるを得ない事例も生じています。そのため生徒個々人に対するきめ細やかな指導がしにくくなるなど、規模が大きすぎても施設面・指導面における様々な課題が出てくると考えます。

さらに、高等学校関係者への聞き取りによると、生徒が切磋琢磨する機会の確保や学校行事・部活動など集団活動の円滑な実施、生徒と教員とのコミュニケーションの確保、さらには教育環境の改善を図るなどの観点からすると、6学級規模が最も適切であるとする考え方が多く聞かれます。

c. 適正な学校規模

以上の要素を総合的に勘案すると、学校規模は、1学年当たり概ね6学級から8学級程度が妥当であると考えます。

ただし、地域ごとの生徒数の増減や地理的条件などの地域性、教育内容等に応じた規模の妥当性、生徒の志望状況、学校の実情なども考慮する必要があると考えます。

また、県南部地域においては生徒数が増加し続けることから、既存の教育資源を有効に活用するという観点から、隣接地域の高等学校での受入れも視野に入れる経過措置も必要であり、県全体の生徒数が減少に転じる平成30年度あたりを目途に、全県的に6学級から8学級を適正規模とした学校運営を目指すことが必要であると考えます。

② 小規模校の取扱い

現在、3学級規模の学校が4校存在していますが、生徒一人ひとりに対するきめ細かい指導や施設・設備のゆとりある使用を可能にする反面、学校活力の低下が懸念されることから、適正規模より小さい学校の統廃合等に関する具体的な方策について検討する必要があると考えます。

③ 大規模校の取扱い

平成21年度の募集定員では、9学級規模以上の学校が4校存在していますが、学校の施設・設備面やきめ細かな教育環境の保証の観点からすると、6学級から8学級の適正規模を目指して学級数の削減に努めることが必要であると考えます。

ただし、地域別に見ると、大規模校の所在する大津・湖南地域では当面は生徒数の増加傾向が続くことから、隣接地域の学校施設・設備の有効活用など、広域的に対応することにより、段階的に学級削減を進める必要があると考えます。

(4) 適正な配置のあり方

県立高等学校の適正な配置については、課程・学科・適正な規模のあり方を踏まえたものであることが必要ですが、さらに、以下の点にも配慮しながら、配置を検討することが必要であると考えます。

① 学科の特性に配慮した配置

職業系専門学科においては、これまで時々の時代の要請に対応するため学科再編などが行われてきた結果、各小学科では1学科1学級のところが多く存在します。

これらの小学科は、学級減がそのまま学科の廃止につながることから、見直しに当たっては、集約化による学科配置の見直しなどによって、学びの多様性を担保する方策について検討する必要があると考えます。

また、産業界に対する高等学校教育の果たす役割の変化を踏まえ、産業振興に関する県の方針や地場産業との連携などに関しても配慮する必要があると考えます。

さらに、軽度知的障害の生徒の職業的自立を理念とした高等養護学校と連携して

いる職業学科等においては、その連携について配慮する必要があると考えます。

② 地理的条件などの地域性に配慮した配置

全県的に見ると、全県一区制度導入後にあっても、県立全日制高等学校への進学者のうち、各地域とも6割から8割程度の生徒が地元の高等学校に進学しています。

統廃合により地元の高等学校がなくなった場合、公共交通機関では地元以外の他の高等学校の始業時間に間に合わせず、通学に困難を来す生徒が出てくること、また、通学が可能な場合であっても、自転車や公共交通機関での長距離通学となり、生徒の時間的・身体的・経済的な負担が大きくなることなどが懸念されます。

したがって、配置を検討する際には、地元生徒の占有率や通学実態をはじめ、地元地域に及ぼす影響の度合いなどを見極め、地域性に一定の配慮をしながら、広域的なバランスの中で、現状維持を含め、統廃合等に関する具体的な方策について検討する必要があると考えます。

③ 私立高等学校との関係

私立高等学校は、県立高等学校と同様に公教育の一翼を担っており、県立高等学校と私立高等学校は互いに切磋琢磨し、生徒の多様な学習ニーズに対応する必要があることから、従来にも増して、公私ともに本県の高等学校教育の充実・発展を目指していくという考え方方は必要であると考えます。

そのため、県内私立高等学校に一定配慮した県立高等学校のあり方が求められますが、私立高等学校との関係については、生徒の志望状況や公立・私立の定員の充足状況をはじめ、県内外への私立高等学校および中学校への進学動向などを見極めながら、引き続き、滋賀県公私立高等学校協議会の場において検討することが必要であると考えます。

(5) 特別支援学校のあり方

子どもたちにとって安全で、子どもたちが自立と社会参加を目指し、障害による困難を主体的に改善・克服できる学校生活を送れるような教育環境の提供を目指すことが大切であると考えます。

知的障害のある児童生徒等は、県全体、とりわけ南部地域で引き続き増加傾向にあり、何らかの対応が必要と考えます。

当面は各学校において指導する学級の編成や教室転用などにより、さらに一層の工夫をしながら対応するとともに、志願者の多い高等養護学校の定員枠の拡大や高等部における通学区域の見直しなど、現有の施設を有効に活用する方策の検討も必要であると考えます。

長期的な対応策については、今後の特別な支援を要する児童生徒数の推移予測をはじめ、個々の学校の教育環境の調査等を詳細に行った上で、財政的な状況を勘案しながら、増改築や他の既存施設の活用などの必要性について検討されるべきと考えます。

III 今後の県立学校のあり方を実現するために

今後、この報告において提言しました課程・学科、規模、配置などのあり方を足がかりに、より活力ある学校づくりを実現することが必要であると考えますが、小規模な改革・改善の対応だけでは不十分であり、県立学校のあり方を根本的に見直し、学校の廃止も含めた大幅な統合・再編の必要があると考えます。

この報告で提言しました基本的な考え方を十分に踏まえ、必要に応じて、第三者機関での審議や県教育委員会における検討を重ねながら、特に次のような視点に立ち、県立学校に関する全県的な見直し方針、ならびに個々具体的の学校の見直し内容を織り込んだ再編計画（以下、「再編計画」という。）を早急に策定し、実施することが必要であると考えます。

- (1) 市町教育委員会や学校関係者などの意見を伺いながら、将来にわたって豊かな教育環境の下において、児童生徒が教育を享受できるものとすること。
- (2) 再編計画策定後は、県民に対し広く周知・啓発に努め、実施に際して混乱が生じないよう配慮すること。
- (3) 再編計画の実施に当たっては、再編に伴い、現に在籍する児童生徒が不利益を被らないよう配慮すること。

おわりに

少子化が進み、社会構造が大きく変化するとともに、県の財政状況が極めて厳しい状況にあるといった決して順風とは言えない社会環境の中にはありますが、県立学校の改革にあたりましては、児童生徒の視点を大切にし、何が最善かということを基本に据え、進めていくことが重要であると考えます。

県教育委員会におかれましては、時代を超えて変わらない価値あるものは何なのか、常に教育の原点を問い合わせながら、今後、県立高等学校にあっては中長期的な生徒の推移や県の財政状況などを勘案しながら、社会の大きな変化に柔軟に対応した魅力ある学校づくりを目指し、県立高等学校のあるべき姿についての具体的な検討が望まれます。

同時に、障害のある児童生徒が増加する特別支援学校のあり方については、子どもたちが将来にわたって夢や希望を持って学校生活が送れるよう、また、学校関係者が学校運営について見通しを持てるよう、今後どのように対応していくべきか早急な調査・検討が必要であると考えます。

また、入学者選抜方法や募集定員の策定方法の改善など、今回の検討委員会の議論の中に出でたものの、本報告の中には直接提言しなかった項目もありますが、それらの項目に関しても全く課題がないというわけではなく、県立学校のあり方の見直しに併せてよりよい制度設計に向けた改善の努力は必要であると考えます。

今後、学校の統合・再編による魅力ある新しい学校の枠組みづくりのための改革を進めるにあたっては、多大な困難を伴うことが予想されます。

しかし、生徒が主体的に問題に立ち向かい、意欲を持って学習に取り組み、これから社会をたくましく生き抜く力を培うことができる枠組みを、まさに今構築するという気概を持って改革に臨まれんことを期待します。

県立学校のあり方検討委員会報告 附属資料

資料項目	資料番号	資料名
全体	資料1	県立学校のあり方検討委員会設置要項
	資料2	県立学校のあり方検討委員会委員名簿
	資料3	「今後の県立学校のあり方」に関する協議・検討について(協議・検討依頼文)
	資料4	県立学校のあり方検討委員会の協議・検討経過
県立 学校 概要	図表1	県立学校一覧(平成21年度版)
	図表2	県立高等学校配置図(平成21年度版)
	図表3	県立特別支援学校配置図(平成21年度版)
生徒数	図表4	中学校卒業(予定)者の推移
県財政	図表5	滋賀県当初予算と滋賀県教育委員会当初予算の推移・比較
学科	図表6	全日制高等学校における学科別の大大学等進学率・就職率の推移
	図表7	第1次志望調査および募集定員における普職比率(普通科・職業学科・総合学科の割合)
学校 規模	図表8	県立高等学校(全日制)の第1学年募集定員による学校規模の比較
	図表9	全日制高等学校の1学年当たりの学級数別学校数の全国比較
	図表10	全日制高等学校の地域別の1校当たりの平均学級数の推移の試算
	図表11	全日制高等学校における学校規模別の学校の状況
	図表12	県立高等学校における学校規模から見た教員・生徒のイメージ
私学	図表13	高等学校等進学者に占める私立高等学校進学者の推移(県内中学校卒業者)
特別 支援 教育	図表14	県立特別支援学校の障害種別の在籍者数の推移(平成9年度以降)
	図表15	知能併置の県立特別支援学校の障害種別・学年別の在籍者数(平成20年度)
	図表16	市町立学校の特別支援学級の障害種別・学年別の在籍者数(平成20年度)

県立学校のあり方検討委員会設置要項

(目的)

第1条 今後の県立学校の在り方を検討するため、「県立学校のあり方検討委員会」(以下、「あり方委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 あり方委員会は、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の求めに応じて、今後の県立学校のあり方について協議検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 あり方委員会は、学識経験を有する者、産業・経済界の関係者、学校関係者および県民から公募した者のうちから、教育長が委嘱する委員で構成する。

- 2 あり方委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置く。
- 3 会長および副会長は、委員の互選によって決定する。
- 4 会長は、会務を総理し、あり方委員会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 あり方委員会は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 あり方委員会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、あり方委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

付 則

この要項は、平成20年3月28日から施行する。

県立学校のあり方検討委員会 委員名簿

区分	氏名(敬称略)	職名等	備考
学識経験者等	藤田 弘之 ふじた ひろゆき	滋賀大学教育学部教授	会長
	早川 史子 はやかわ みのり	滋賀県立大学人間文化学部教授	副会長
	川口 裕史 かわぐち ひろし	社団法人滋賀経済産業協会副会長 (株式会社市金工業社代表取締役社長)	
市町教育委員会	小川 梢哲 おがわ しやうてつ	滋賀県都市教育長会会員 (東近江市教育委員会教育長)	
	福田 理文 ふくだ りぶん	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会长 (甲良町教育委員会委員長)	
保護者	木ノ内 江以子 きのうち えいこ	滋賀県PTA連絡協議会副会長 (彦根市PTA連合会副会長)	
	郁芳 阿佐 いくはう あさ	滋賀県公立高等学校PTA連合会副会長 (県立彦根東高等学校PTA会長)	
	藤木 常子 ふじき つねこ	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会副会長 (県立三雲養護学校PTA会長)	
学校	奥井 和義 おくい かずよし	滋賀県中学校長会会长 (近江八幡市立八幡中学校長)	
	若野 哲夫 わかの てつお	滋賀県高等学校長協会会长 (県立彦根東高等学校長)	
	奥田 寿美子 おくだ すみこ	滋賀県特別支援学校長会会員 (県立草津養護学校長)	
	林 常彦 はやし つねひこ	滋賀県私立中学高等学校連合会会长 (彦根総合高等学校長)	
公募委員	木邊 円慈 きべん えんじ	(公募委員)	
	橋本 芳子 はしもと よしこ	(公募委員)	



滋教委教総第703号
平成20年（2008年）7月28日

県立学校のあり方検討委員会会長様

滋賀県教育委員会教育長 末松史彦

「今後の県立学校のあり方」に関する協議・検討について（依頼）

標記の件について、下記に掲げる事項を協議・検討いただきますよう、理由を添えてお願いいたします。

記

【協議検討事項】

「今後の県立学校のあり方について」

- 1 社会の変化と生徒の多様な進路選択に対応する県立高等学校の課程・学科等のあり方
- 2 県立高等学校の適正な規模のあり方
- 3 県立学校の適正な配置のあり方

【理由】

昭和23年の現行の高校制度の発足以来60年余り、本県においては、高校教育に対する県民の期待に応えるため、県立高校の整備や教育内容の充実を図ってきました。

近年では、平成14年3月に県立高等学校将来構想懇話会から出された「今後の県立高等学校の在り方（報告）」を受けて、26項目の提言に基づく対応や通学区域の撤廃を行うなど、この間、高校教育の改革を積み重ねてまいりました。

しかしながら、平成27年度以降は生徒数の漸減傾向が予測されることをはじめ、特別な支援を要する児童生徒の増加傾向、さらには本県の極めて厳しい財政状況など、特別支援学校を含めた県立学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、今後の県立学校のあり方に関する新たな方向性を検討する必要が生じてきております。

とりわけ、本県の危機的な財政事情の中で、平成20年3月に策定された「新しい行政改革の方針」においては、社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直しの中で、県立学校を含む複数配置の機関については、組織の統合・再編を含めそのあり方を見直すこととされました。

子どもたちが減っていく中にあって、未来の社会を支え、切り拓いていく人材に子どもたちを育てていくことは非常に重要であり、そのためには県立高校が果たすべき役割は、これまで以上に大きくなっています。

また、特別支援教育においても、特別な支援を要する子どもたちが増加する中で、障害者の自立と社会参加を目指した特別支援教育を推進することが求められており、そのためのセンター的機能を果たす特別支援学校の取組もますます重要なになっております。

本県の県立学校が、次代を担う子どもたちをしっかりと育成するため、社会の急激な変化に対応し、教育内容を一層充実させることができるよう、また、それぞれの学校が活力を失うことなく、生き生きとした教育活動が展開できるよう、課程や学科のあり方、望ましい規模や配置など、より効果的な教育の実現を図るために教育条件はどうあるべきか、中長期的かつ全県的な視野に立ってその枠組みを明らかにしていただくようお願いするものです。

県立学校のあり方検討委員会の協議・検討経過

	開催日	協議・検討内容等
第1回	平成20年7月28日	●委員委嘱、会議運営方法の決定、検討の方向性の設定
第2回	平成20年9月3日	●滋賀県の財政状況ならびに高校教育改革の取組 検討項目①：社会の変化と生徒の多様な進路選択に対応する 県立高等学校の課程・学科等のあり方
第3回	平成20年11月10日	検討項目②：県立高等学校の適正な規模のあり方
第4回	平成20年12月24日	検討項目③：県立学校の適正な配置のあり方 ●県立学校のあり方に関する関係団体からの意見聴取
第5回	平成21年2月9日	●「今後の県立学校のあり方」報告（案）の検討
第6回	平成21年3月26日	●「今後の県立学校のあり方」報告の決定
報告	平成21年3月30日	●教育長への報告

【図表1 県立学校一覧(平成21年度版)】

学校名	学科名	科名	学級数			学科 前	学校 計
			1年	2年	3年		
県立高校全日制							
膳 所	普通	普通	10	10	10	30	33
	理数	理数	1	1	1	3	
堅 田	普通	普通	5	5	6	16	16
東 大 津	普通	普通	9	10	10	29	29
北 大 津	普通	普通	4	4	4	12	15
	国際	国際文化	1	1	1	3	
大 津	普通	普通	6	6	6	18	24
	家庭	家庭科学	2	2	2	6	
石 山	普通	普通	8	8	8	24	27
	音楽	音楽	1	1	1	3	
瀬 田 工 業	工業	機械	3	3	3	9	21
	電気	電気	1	1	1	3	
	情報電子	情報電子	2	2	2	6	
	化学工業	化学工業	1	1	1	3	
大 津 商 業	商業	総合ビジネス	5	5	5	15	21
		情報システム	2	2	2	6	
草 津 東	普通	普通	8	8	8	24	27
	体育	体育	1	1	1	3	
草 津	普通	普通	5	5	5	15	15
玉 川	普通	普通	7	7	6	20	20
湖南農業	農業	農業技術	1	1	1	3	12
		園芸工学	1	1	1	3	
		食品化学	1	1	1	3	
		環境緑地	1	1	1	3	
守 山	普通	普通	6	6	6	18	18
守山北	普通	普通	4	4	4	12	12
栗 東	普通	普通	4	4	4	12	15
	美術	美術	1	1	1	3	
国際情報		総合	6	6	6	18	18
野 洲	普通	普通	4	4	4	12	12
水 口	普通	普通	5	6	6	17	20
	国際	国際文化	1	1	1	3	
水口東	普通	普通	6	6	6	18	18
甲 南	総合	総合	3	3	3	9	9
信 樂	普通	普通	1	1	1	3	9
	工業	セラミック	1	1	1	3	
		デザイン	1	1	1	3	
石 部	普通	普通	4	4	4	12	12
甲 西	普通	普通	7	7	7	21	21
彦 根 東	普通	普通	8	9	9	26	26
河 瀬	普通	普通	6	6	6	18	18
彦 根 西	家庭	家庭科学	2	2	2	6	14
彦根工業	工業	機械	2	2	2	6	21
		電気	1	1	1	3	
		情報技術	1	1	1	3	
		建築・設備	1	1	1	3	
		都市工学	1	1	1	3	
		環境化学	1	1	1	3	
彦根翔陽		総合	5	5	5	15	15
八 幅	普通	普通	5	5	6	16	16
八幅工業	工業	機械	2	2	2	6	18
		電気	1	1	1	3	
		情報電子	1	1	1	3	
		建築	1	1	1	3	
		環境化学	1	1	1	3	
八幅商業	商業	商業	3	3	3	9	15
		国際経済	1	1	1	3	
		情報処理	1	1	1	3	
八 日 市	普通	普通	6	7	7	20	20
能 登 川	普通	普通	4	4	4	12	12
八日市南	農業	農業技術	1	1	1	3	9
		食品流通	1	1	1	3	
		緑地デザイン	1	1	1	3	
日 野	総合	総合	4	4	4	12	12
愛 知	普通	普通	3	3	3	9	9

学校名	学科名	科名	学級数			学科 前	学校 計
			1年	2年	3年		
長 浜							
	普通	普通	4	4	4	12	15
	福祉	福祉	1	1	1	3	
長浜北	普通	普通	5	6	5	16	16
長浜農業	農業	生物活用	1	1	1	3	12
		ガーデン	1	1	1	3	
		食品科学	1	1	1	3	
		環境デザイン	1	1	1	3	
長浜北星		総合	5	5	5	15	15
伊 吹	普通	普通	4	4	4	12	12
米 原	普通	普通	5	5	5	15	18
	理数	理数	1	1	1	3	
虎 姫	普通	普通	6	5	5	15	15
伊 香	普通	普通	4	4	4	12	12
高 島	普通	普通	7	8	8	23	23
安 曙 川		総合	2	2	2	6	18
		総合	4	4	4	12	
		合計	257	264	264	785	785

学校名	学科名	科名	学級数			学校 計
			1年	2年	3年	
県立高校定時制						
大津清陵	普通	普通	2	2	2	8
大津清陵馬場分校	普通	普通	1	1	1	4
瀬 田	工業	機械	1	1	1	8
		電気	1	1	1	
彦根東	普通	普通	1	1	1	4
彦根工業	工業	機械	1	1	1	4
長浜北星	商業	商業	1	1	1	4
		合計	8	8	8	32

学校名	学科名	科名	各年の定員			
			1年	2年	3年	4年
県立高校通信制						
大津清陵	普通					320人

学校名	学級数			学校 計
	1年	2年	3年	
県立中学校				
河瀬中学校	2	2	2	6
守山中学校	2	2	2	6
水口東中学校	2	2	2	6
	合計	6	6	6
				18

学校名	障害種別	設置部				専攻科
		幼	小	中	高	
特別支援学校						
盲学校	視覚	○	○	○	○	○
聾話学校	聴覚	○	○	○	○	
北大津養護学校	知的・肢体	○	○	○		
鳥居本養護学校	病弱	○	○	○		
長浜養護学校	知的・肢体	○	○	○		
長浜高等養護学校	知的			○		
草津養護学校	知的・肢体	○	○	○		
守山養護学校	病弱	○	○			
甲南高等養護学校	知的			○		
野洲養護学校	知的・肢体	○	○	○		
三雲養護学校	知的・肢体	○	○	○		
新旭養護学校	知的・肢体	○	○	○		
八日市養護学校	知的・肢体	○	○	○		
甲良養護学校	知的・肢体	○	○	○		

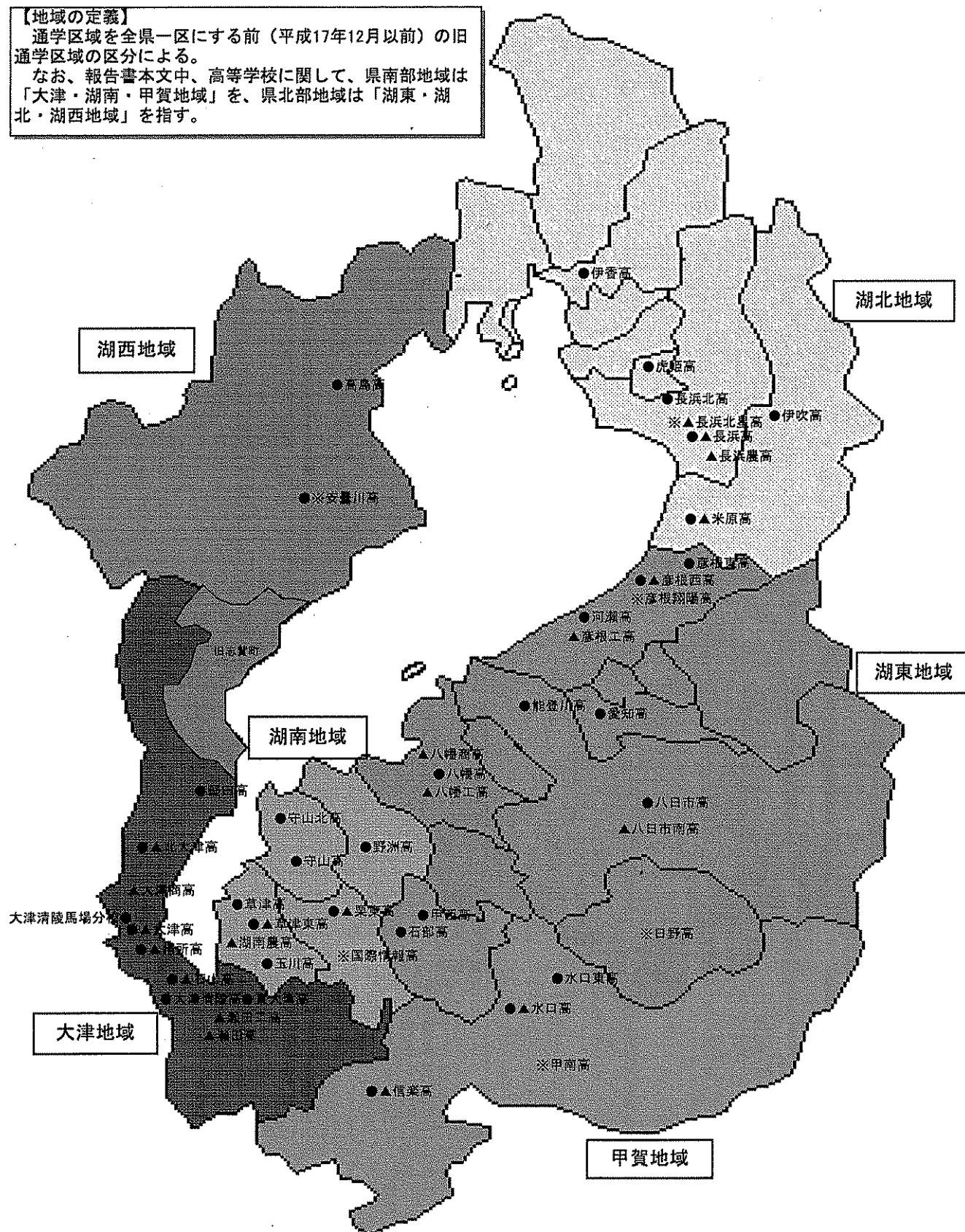
【図表2 県立高等学校配置図（平成21年度版）】

(●—普通科 ▲—専門学科 ✽—総合学科)

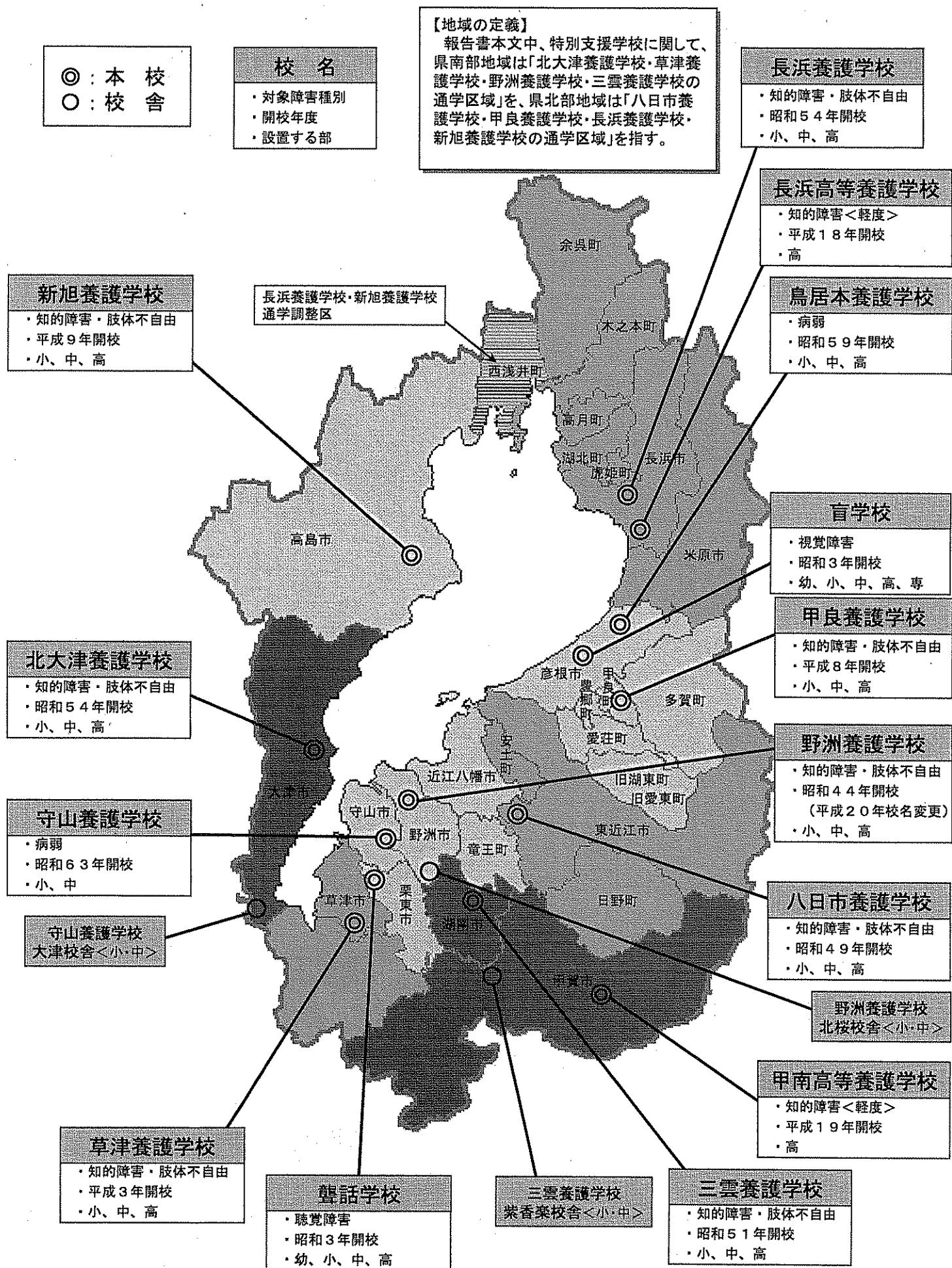
【地域の定義】

【地域の定義】 通学区域を全県一区にする前（平成17年12月以前）の旧通学区域の区分による。

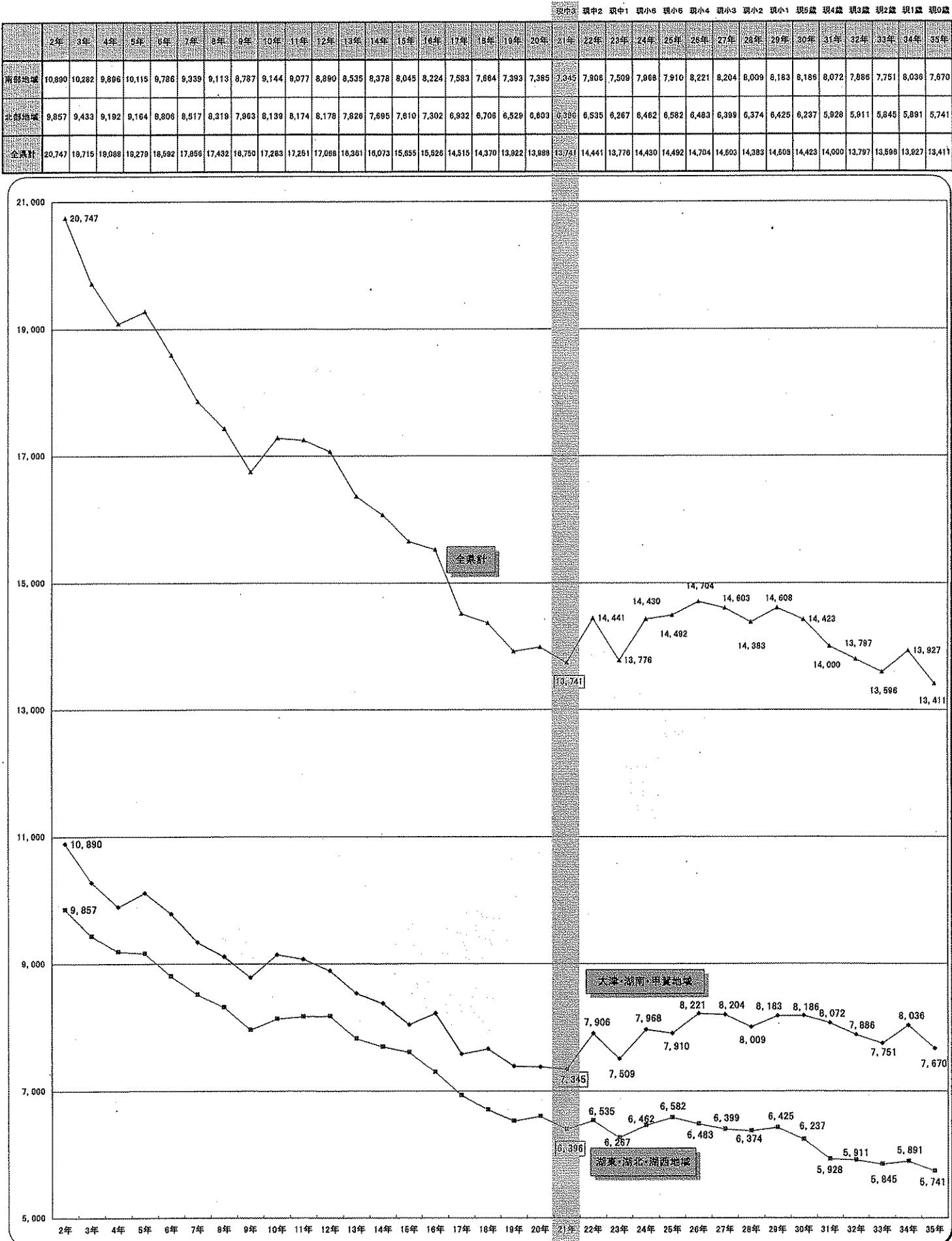
なお、報告書本文中、高等学校に関して、県南部地域は「大津・湖南・甲賀地域」を、県北部地域は「湖東・湖北・湖西地域」を指す。



【図表3 県立特別支援学校配置図(平成21年度版)】

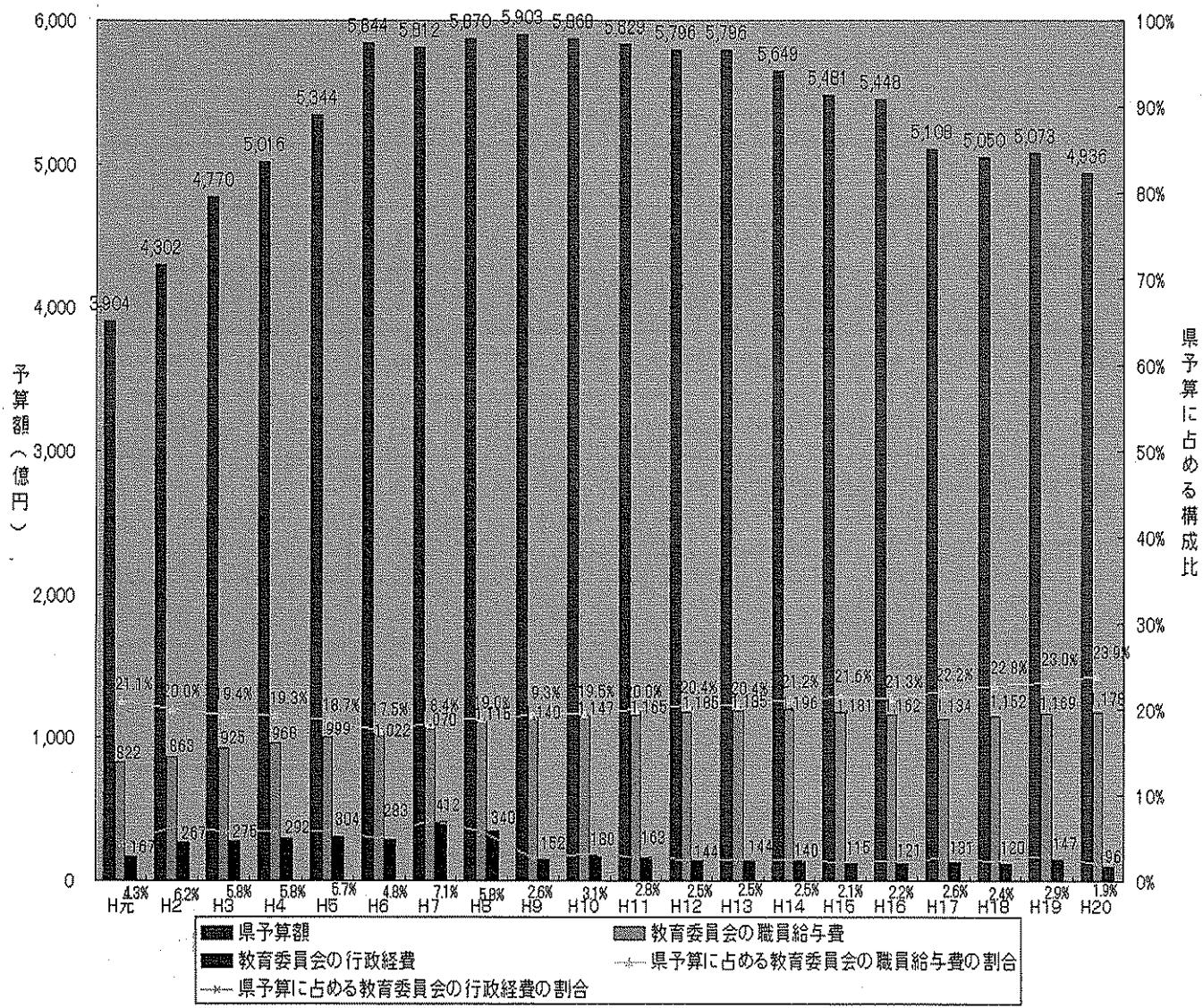


【図表4 中学校卒業(予定)者の推移】



※ 平成21年～平成29年は、平成20年5月1日の学校基本調査による現員
※ 平成30年以降は、平成20年4月1日付けの県人口推計(概算調)による現員

【図表5 滋賀県当初予算と滋賀県教育委員会当初予算の推移・比較】



【図表6 全日制高等学校の学科別の大学等進学率・就職率の推移】

学科	進学率 就職率	大学等進学率					就職率				
		H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒
県全体		50.0%	52.3%	52.9%	54.7%	56.0%	18.2%	16.3%	17.3%	18.0%	18.6%
普通科	普通科	58.0%	60.5%	62.2%	64.9%	66.0%	10.3%	8.4%	8.3%	9.4%	9.1%
	普通系 専門学科	60.8%	70.3%	63.9%	73.4%	70.5%	7.2%	4.8%	5.6%	4.6%	3.7%
	計	58.1%	60.8%	62.2%	65.2%	66.2%	10.2%	8.3%	8.2%	9.2%	9.0%
職業学科	農業学科	12.9%	14.9%	9.8%	12.3%	13.8%	57.7%	58.3%	63.7%	54.6%	64.2%
	工業学科	21.3%	21.8%	18.4%	20.4%	19.5%	51.0%	50.2%	54.0%	52.9%	61.7%
	商業学科	27.5%	28.9%	29.6%	31.8%	35.8%	44.4%	39.6%	39.0%	36.8%	36.6%
	家庭学科	24.0%	28.8%	37.1%	22.9%	33.1%	30.4%	17.5%	25.8%	32.4%	23.5%
	福祉学科	37.1%	45.0%	44.7%	32.5%	46.2%	37.1%	40.0%	39.5%	42.5%	25.6%
	計	22.0%	23.4%	22.0%	22.1%	24.1%	47.6%	46.0%	49.0%	47.3%	51.9%
総合学科		35.7%	38.8%	39.8%	36.9%	41.4%	27.8%	23.2%	26.0%	28.3%	26.7%

【図表7 第1次志望調査および募集定員における普職比率(普通科・職業学科・総合学科の割合)】

生徒の居住地域	H13年3月卒業者			H21年3月卒業予定			
	1次志望 割合(%)	募集定員 割合(%)	志望と定員の 割合の差 (志望-定員)	1次志望 割合	募集定員 割合	志望と定員の 割合の差 (志望-定員)	
全 県	普通科	74.8	74.2	0.6	75.4	70.0	5.4
	職業学科	16.8	18.9	-2.1	14.9	19.5	-4.6
	総合学科	8.5	6.9	1.6	9.7	10.5	-0.8
大津地域	普通科	80.9	75.0	5.9	83.0	73.8	9.2
	職業学科	17.9	25.0	-7.1	16.1	26.2	-10.1
	総合学科	1.2	0.0	1.2	0.9	0.0	0.9
湖南地域	普通科	80.4	82.5	-2.1	79.4	80.0	-0.6
	職業学科	10.8	7.0	3.8	12.7	8.0	4.7
	総合学科	8.8	10.5	-1.7	7.9	12.0	-4.1
甲賀地域	普通科	80.4	86.5	-6.1	80.0	82.8	-2.8
	職業学科	12.5	13.5	-1.0	8.0	6.9	1.1
	総合学科	7.1	0.0	7.1	12.0	10.3	1.7
湖東地域	普通科	65.1	61.6	3.5	65.3	51.5	13.8
	職業学科	27.0	32.6	-5.6	22.8	34.8	-12.0
	総合学科	7.8	5.8	2.0	11.9	13.6	-1.7
湖北地域	普通科	73.1	76.6	-3.5	74.5	73.7	0.8
	職業学科	10.9	10.6	0.3	9.4	13.2	-3.8
	総合学科	16.1	12.8	3.3	16.1	13.2	2.9
湖西地域	普通科	72.0	73.7	-1.7	75.5	69.2	6.3
	職業学科	0.6	0.0	0.6	1.2	0.0	1.2
	総合学科	27.4	26.3	1.1	23.2	30.8	-7.6

*普通系専門学科（理数、音楽、体育、美術、国際）は普通科でカウント

【図表8 県立高等学校（全日制）の第1学年募集定員による学校規模の比較】

○平成2年度

			大津地域		湖南地域		甲賀地域		湖東地域		湖北地域		湖西地域	
学級数	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
11	4	2 東大津 膳所						1 八幡(普)10(理)1				1 高島		
10	7	2 北大津 大津商業(商)10	1 守山		2 甲西 水口東		2 彦根東 八日市							
9	8	3 堺田 大津(普)7(文)2 石山(普)8(音)1	3 草津東 玉川 野洲				1 河瀬		1 伊香(普)7(農)2					
県立高等学校新規整備実験会での適正規程	8	9	1 潤田工業(工)8	3 守山北 栗東 国際情報(体)4(工)4	1 水口		2 彦根工業(工)8 八幡工業(工)6	2 長浜北(普)7(文)1 長浜商工(工)5(理)3						
	7	7		1 草津			4 能登川 愛知 日野(普)5(理)2 彦根西(普)5(文)2	1 虎姫		1 安曇川(普)2(理)5				
	6	6				1 甲南(普)5(農)3(工)1(文)1	2 彦根商業(商)6 八幡商業(商)6	3 伊吹 長浜 米原(普)4(理)2						
	5	2		1 湖南農業(農)5					1 長浜農業(農)5					
	4	1						1 八日市南(農)4						
	3	1				1 信楽(普)1(工)2								
合計		45	8	9		5		13	8		2			

○平成21年度

			大津地域		湖南地域		甲賀地域		湖東地域		湖北地域		湖西地域	
学級数	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
11	1	1 膳所(普)10(理)1												
10	0													
9	3	2 東大津 石山(普)8(音)1	1 草津東(普)6(体)1											
県立高等学校新規整備実験会での適正規程	8	2	1 大津(普)6(文)2					1 彦根東						
	7	6	2 潤田工業(工)7 大津商業(商)7	1 玉川		1 甲西		1 彦根工業(工)7			1 高島			
	6	9		2 守山 国際情報(体)6	2 水口東 水口(普)5(農)1		2 河瀬 八幡工業(工)6 八日市	3 彦根翔陽(体)6 八幡 八幡商業(商)6	1 米原(普)5(理)1	1 安曇川(普)2(理)3				
	5	11	2 堺田 北大津(普)4(理)1	2 草津 栗東(普)4(文)1			3 彦根翔陽(体)6 八幡 八幡商業(商)6	4 長浜北 長浜(普)4(理)1 長浜北星(理)5 虎姫						
	4	10		3 守山北 野洲 湖南農業(農)4	1 石部		3 彦根西(普)2(文)2 能登川 日野(普)4	3 伊吹 伊香 長浜農業(農)4						
	3	4				2 甲南(理)3 信楽(普)1(工)2	2 愛知 八日市南(農)3							
合計		46	8	9		6		13	8		2			

【図表9 全日制高等学校の1学年当たりの学級数別学校数の全国比較】

1学年当たりの学級数	全国		滋賀県	
	学校数	比率(%)	学校数	比率(%)
1学級	64	1.9%	0	0.0%
2学級	249	7.4%	0	0.0%
3学級	290	8.7%	4	8.7%
4学級	475	14.2%	9	19.6%
5学級	482	14.4%	11	23.9%
6学級	664	19.8%	8	17.4%
7学級	475	14.2%	7	15.2%
8学級	496	14.8%	2	4.3%
9学級	114	3.4%	3	6.5%
10学級	29	0.9%	1	2.2%
11学級	4	0.1%	1	2.2%
12学級	2	0.1%	0	0.0%
13学級	0	0.0%	0	0.0%
14学級	0	0.0%	0	0.0%
15学級	2	0.1%	0	0.0%
合 計	3,346	100%	46	100%
1校平均学級数	5.51学級		5.74学級	
1校平均学級数全国順位	-		17位	

※分校を除く

出典：富山県教育委員会作成資料（平成20年2月）より加工

【図表10 全日制高等学校の地域別の1校当たりの平均学級数の推移の試算】

地域	20年			21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
	学校数	学級数	平均学級数															
大津地域	8	62	7.75	7.63	7.75	7.50	8.13	8.13	8.63	8.25	8.13	8.13	8.13	8.00	7.63	7.50	7.75	7.38
湖南地域	9	50	5.56	5.56	6.44	6.00	6.44	6.44	6.67	6.78	6.56	7.00	7.11	6.89	7.00	6.89	7.22	7.00
甲賀地域	6	30	5.00	4.83	5.33	5.00	5.00	4.83	4.83	5.00	5.00	4.67	4.67	4.67	4.50	4.50	4.50	4.17
湖東地域	13	69	5.31	5.08	5.23	5.08	5.15	5.46	5.23	5.31	5.23	5.31	5.23	5.00	4.92	5.00	5.00	5.08
湖北地域	8	39	4.88	4.75	4.88	4.63	4.75	4.88	4.75	4.63	4.75	4.88	4.50	4.25	4.25	4.13	4.38	3.88
湖西地域	2	14	7.00	6.50	7.00	6.50	7.00	6.00	7.00	6.50	6.00	6.00	5.50	5.50	5.50	5.00	4.50	4.50
計	46	264	5.74	5.59	5.93	5.65	5.91	5.96	6.04	6.00	5.91	6.00	5.91	5.74	5.65	5.59	5.72	5.50

【前提】

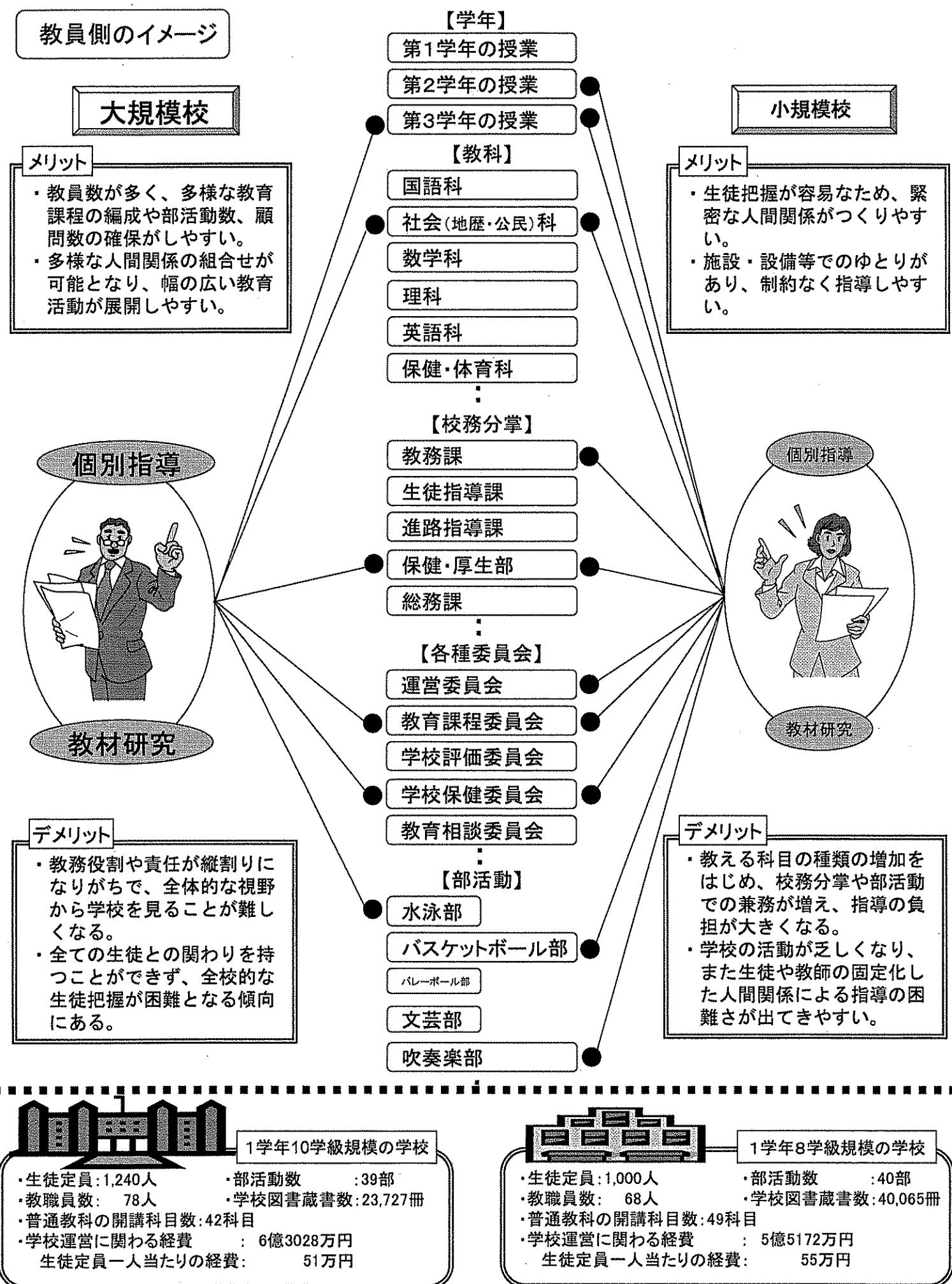
平成20年度の生徒数・学級数を基礎数値として、現在の学校数を維持する前提で、各地域の生徒数の推移に合わせて、各地域の1校当たりの平均学級数を算出。

(平成21年度は確定した募集定員により算出)

【図表11 全日制高等学校における学校規模別の学校の状況】

項目	規模	学級規模		
		4学級規模	6学級規模	8学級規模
教員の配置数 (全日制普通科単独校(3校)の例)	人	31	45	55
複数学年の授業を受け持つ教員の構成比 (全日制普通科単独校(21校)の平均)	%	72.5%	50.3%	56.8%
部活動数の平均 (全日制高等学校(46校)の平均)	部	23.7	30.1	41.5
学校図書蔵書数 (全日制高等学校(46校)の平均)	冊	19,415	23,906	27,796

【図表12 県立高等学校における学校規模から見た教員・生徒のイメージ】



生徒側のイメージ

大規模校

メリット

多様な
学習活動



生徒間の
切磋琢磨

デメリット

【学習活動】

[必履修科目等の選択]

世界史 A or B

日本史 A or B

地理AorB

現代社会

政治経済

[多様な科目の選択]

国語表現Ⅱ

古典講読

地学Ⅰ

芸術(音・美・書)Ⅱ

[授業・補習等]

40人授業

分割授業

分割授業

補習等

補習等

【部活動】

水泳部

バスケットボール部

ハンドボール部

文芸部

吹奏楽部

【学校行事等】

多い

少ない

体育大会・学園祭の参加人数、
係人数、プログラム数等

ボランティア活動、インターンシップの
参加人数等

生徒会活動の委員会数等

小規模校

メリット

多様な
学習活動



生徒間の
切磋琢磨

デメリット



1学年6学級規模の学校

- ・生徒定員: 720人
- ・教職員数: 53人
- ・普通教科の開講科目数: 50科目
- ・学校運営に関わる経費: 4億3852万円
- ・生徒定員一人当たりの経費: 61万円



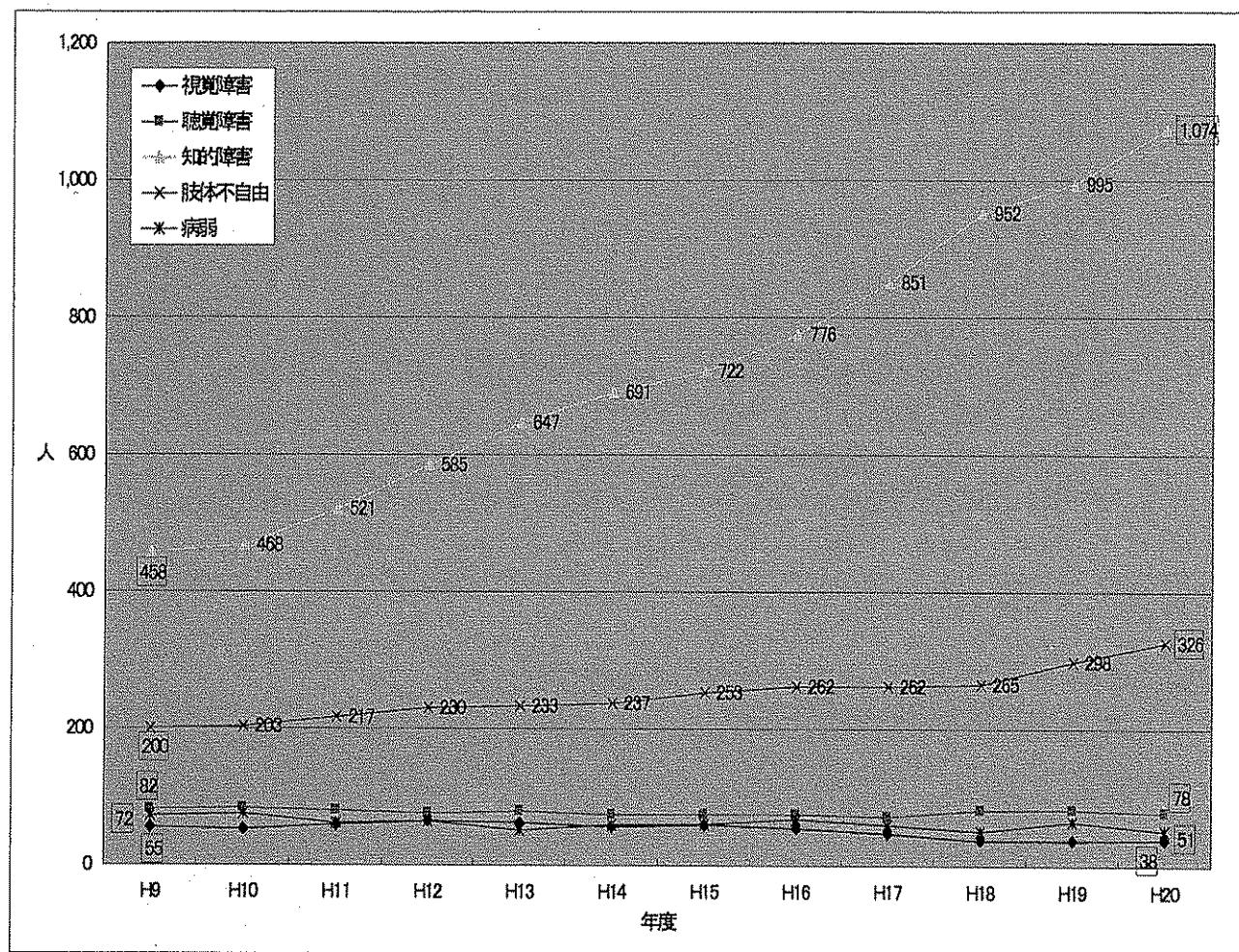
1学年4学級規模の学校

- ・生徒定員: 480人
- ・教職員数: 44人
- ・普通教科の開講科目数: 58科目
- ・学校運営に関わる経費: 3億6900万円
- ・生徒定員一人当たりの経費: 77万円

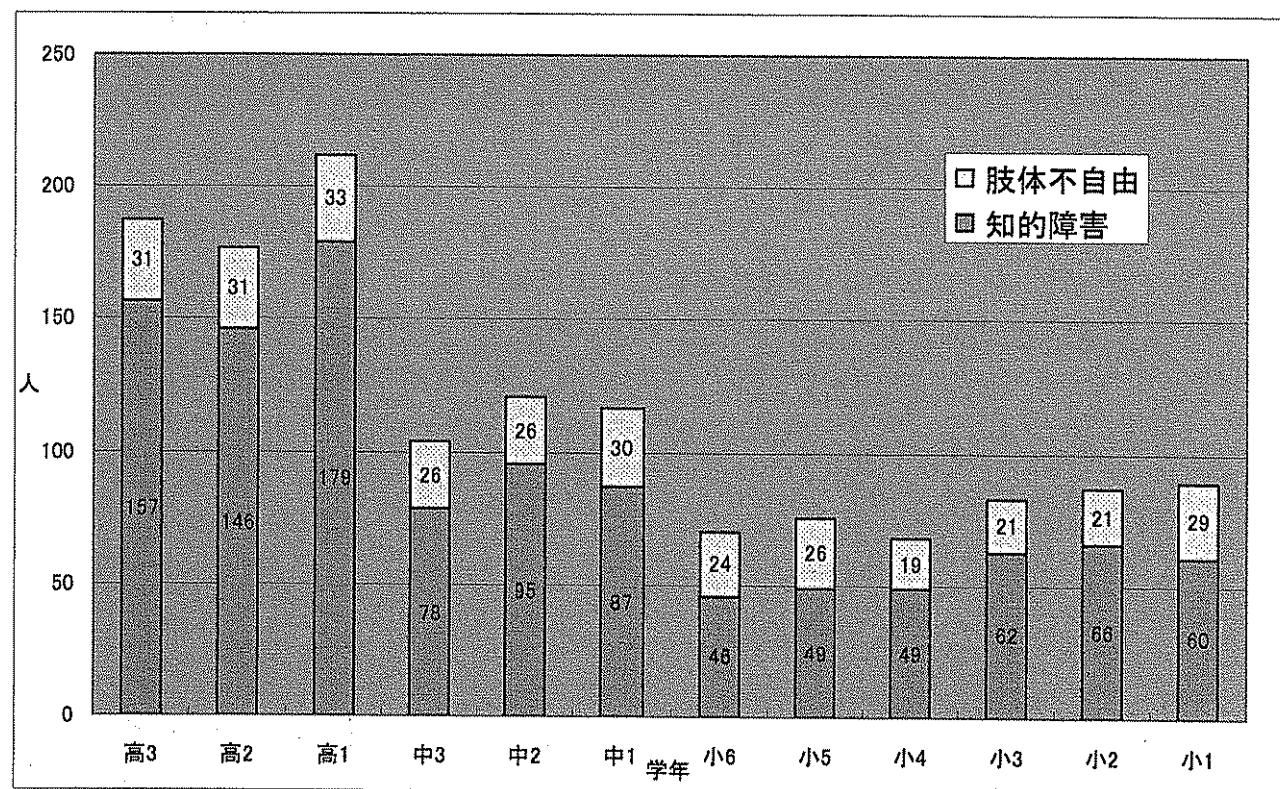
【図表13 高等学校等進学者数に占める私立高等学校進学者の推移（県内中学校卒業者）】

		平成16年 3月卒業者	平成17年 3月卒業者	平成18年 3月卒業者	平成19年 3月卒業者	平成20年 3月卒業者
県内中学校卒業者のうち 高等学校等進学者数		15,237	14,252	14,084	13,675	13,745
うち私立高等学校 進学者数	県内	1,898	1,919	1,959	2,018	2,056
	県外	923	828	775	773	734
	計	2,821	2,747	2,734	2,791	2,790
高等学校等進学者 に占める私立高等 学校進学者の割合	県内	12.5%	13.5%	13.9%	14.8%	15.0%
	県外	6.1%	5.8%	5.5%	5.7%	5.3%
	計	18.5%	19.3%	19.4%	20.4%	20.3%

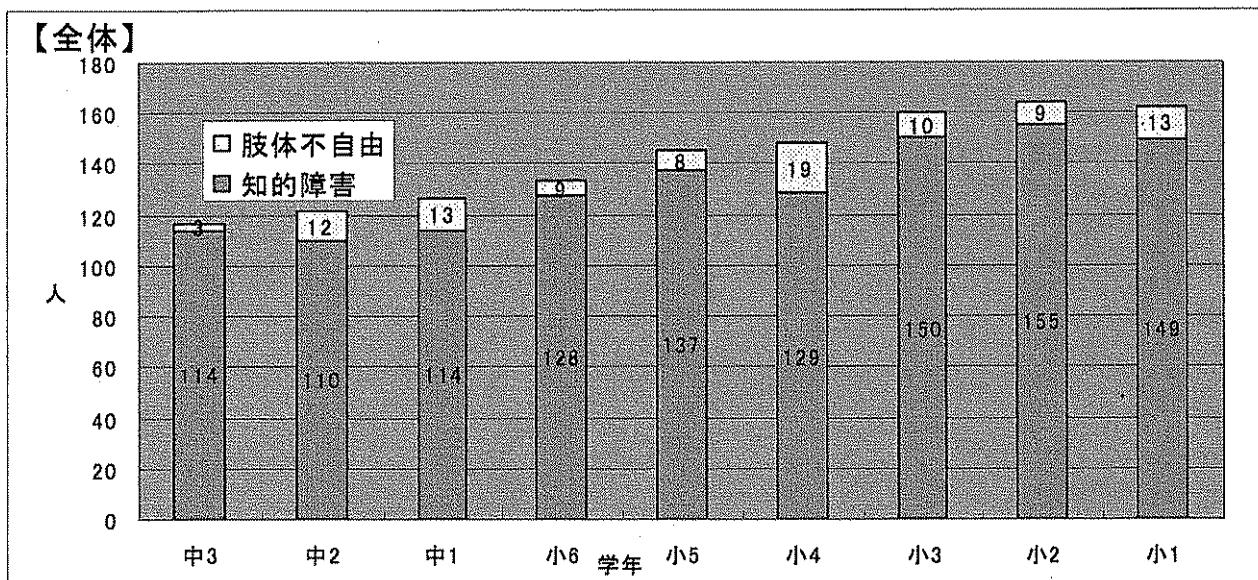
【図表14 県立特別支援学校の障害種別の在籍者数の推移（平成9年度以降）】



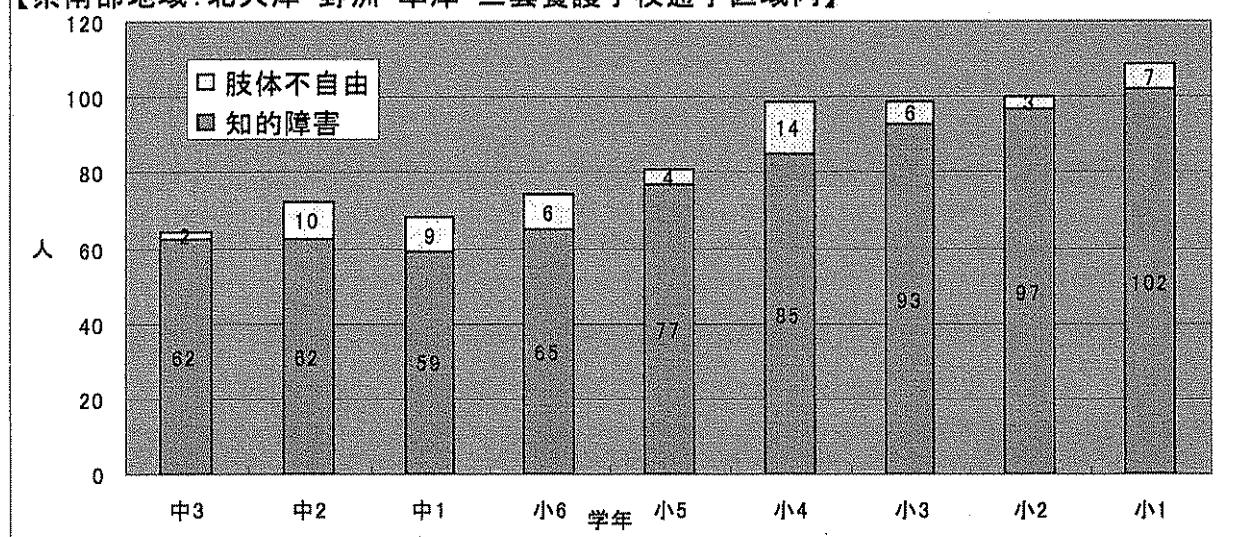
【図表15 知肢併置の県立特別支援学校の障害種別・学年別の在籍者数（平成20年度）】



【図表16 市町立学校の特別支援学級の障害種別・学年別の在籍者数（平成20年度）】



【県南部地域：北大津・野洲・草津・三雲養護学校通学区域内】



【県北部地域：長浜・新旭・八日市・甲良養護学校通学区域内】

